

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画_2期目

計画期間 令和6年10月1日～令和11年9月 30日までの5年間	数値目標 ・時間外勤務月平均20時間以下 ・年次有給休暇取得率75%以上
---	---

・ 1.新たな価値を生み出す働き方の実現

短日短時間勤務、リモートワークなど多様な働き方を実現してきました。次のステップとして個々の能力や特性を活かして新たな価値を生むための業務効率化とコミュニケーションの活性化を進めます。

- ・AIの活用、単純作業の自動化、ツールやソフトウェアの拡充による効率化をすることで、時間外勤務の平均20h/月以下を目指します。
- ・雑談が生まれやすいリフレッシュコーナーの増設やコミュニケーション機会をつくります。

・ 2.年次有給休暇の取得促進

時間単位年次有給休暇の導入、閑散期の取得強化月間の設定など、取得率の向上に取り組んできました。今後はすべての社員が平等に年次有給休暇を取得できる体制づくりに努め、取得率75%以上を目標にします。

- ・取得が進んでいない社員には、数ヶ月先の年休を設定し、社内フォローにより休暇取得を進めます。
- ・年休繰越を40日まで積み立てできることとし、病気や入院時に使用できるようにします。

・ 3.全社員がいきいきと働ける職場づくり

性別問わず全社員がいきいき活躍できるよう、社員の学びや成長を支援します。

- ・社内外の研修やセミナーの参加をこれまで以上に進めます。
- ・個人の成長を促進するマネジメント研修を行います。

株式会社 計画情報研究所